

●定期報告が必要な建築物及び特定建築設備等

建築物

(平成28年10月1日改正)

対象用途		対象規模等 (次の一以上の場合“対象外”を除く)	報告 周期
1	学校(附属する体育館を含む)	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・対象用途の床面積 2,000㎡超	3年
2	劇場、映画館又は演芸場	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・客席の床面積 200㎡以上 ・主階が1階にない ・地階(対象用途100㎡超) 対象外:平屋建て、かつ、客席の床面積300㎡以下	2年
3	観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂又は集会場	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・客席の床面積 200㎡以上 ・地階(対象用途100㎡超) 対象外:平屋建て、かつ、客席の床面積300㎡以下	2年
4	病院、有床診療所	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・2階の対象用途の床面積 300㎡以上 ・地階(対象用途100㎡超) ・対象用途の床面積500㎡超	2年
5	児童福祉施設等	・3階以上の階(対象用途100㎡超)※ ・2階の対象用途の床面積 300㎡以上※ ・地階(対象用途100㎡超)※ ※ 高齢者、障がい者等の就寝の用に供する用途に限る ・対象用途の床面積500㎡超	2年
6	共同住宅、寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・2階の対象用途の床面積 300㎡以上 ・地階(対象用途100㎡超)	2年
7	百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・2階の床面積 500㎡以上 ・地階(対象用途100㎡超) ・対象用途の床面積1,500㎡超 対象外:平屋建て、かつ、対象用途の床面積1,500㎡以下	2年
8	旅館、ホテル	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・2階の対象用途の床面積 300㎡以上 ・地階(対象用途100㎡超) ・対象用途の床面積500㎡超	2年
9	体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・対象用途の床面積 2,000㎡以上	3年
10	博物館、美術館、図書館	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・対象用途の床面積 2,000㎡以上 対象外:平屋建て	3年
11	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	・3階以上の階(対象用途100㎡超) ・2階の対象用途の床面積 500㎡以上 ・対象用途の床面積 3,000㎡以上(カフェー、待合に限る) ・対象用途の床面積500㎡以上(カフェー、待合を除く) ・地階(対象用途100㎡超) 対象外:平屋建て、かつ、対象用途の床面積500㎡以下	2年
12	事務所	・地階を除く階数5以上かつ3階以上の対象用途の面積1,000㎡越	3年

※ 表は1階が避難階の建築物を想定しています。避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)が複数ある場合等は“対象外”の条件が変わる場合がありますので、建築指導課にお問い合わせください。

●定期報告が必要な建築物及び特定建築設備等

特定建築設備等

(平成28年10月1日改正)

種 別		改正後の対象	報告 周期
1	昇降機	令129条の3第1項各号該当 ・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(フロアタイプ) 対象外 ・住戸内昇降機 ・テーブルタイプの小荷物専用昇降機 ・労働安全衛生法第40条第1項の検査証交付済み昇降機	1年
2	昇降機以外の建築設備	定期報告対象建築物に設置された ・法28条第2項ただし書及び同条第3項の換気設備 ・機械排煙設備 ・非常用の照明装置(バッテリー内蔵型を除く)	1年
3	防火設備 煙・熱感知式の 防火戸 防火シャッター 防火クロススクリーン ドレンチャー等	・定期報告対象建築物に設置された防火設備 ・病院、有床診療所又は高齢者、障がい者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設置された防火設備 対象外 ・常時閉鎖式の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備	1年
4	準用工作物	令138条第2項各号該当 ・観光用エレベーター ・遊戯施設	1年

※ 小荷物専用昇降機について、国の指定にあわせて定期報告の対象をフロアタイプ(出し入れ口が床上50cm未満の高さにある)に限定しました。